◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス

〔労働局長〕

関係労使からの申出

（7月末まで）

①労働協約ケース
②公正競争ケース

関係労使からの申出の意向表明

（前年度末まで）

（審査）

諮　問
（必要性の有無）

（8月19日）

全会一致で改正の必要性ありの議決に至るために、申出者は他方の合意が得られるよう、この間に、関係労使の合意形成へ向けた努力（協議等）を積み重ねる必要がある。
協議した関係労使には、改正の必要性の有無について、特別小委員会で意見を述べてもらう。

関係労使の意見聴取

地方最低賃金審議会

〔必要性の有無〕
調査審議

特別小委員会
（8月20日、9月4日）

（報告）

〔必要性の有無〕
答申

本　審
（9月10日）

必要性
あり

・秋田は特小委で審議。委員は労使各側の推薦により会長が指名。
・特小委は審議結果を審議会へ報告。必要性ありの報告は、全会一致の決議の場合のみ。

※審議会の必要性ありの答申は、全会一致の決議の場合のみ。

例年、専門部会にて2～3回審議を行う。

〔労働局長〕

諮　問
（金額）

（9月10日）

各専門部会委員の推薦公示を行い、労使団体の推薦を受け9月中委員を任命。
併せて、関係労使の意見聴取の公示。
例年、意見の提出はない。

地方最低賃金審議会
特定最賃専門部会

〔金額〕
調査審議

〔改定額〕
決議

〔改定額〕
答申

（10月10日～11月5日）

※秋田は、全会一致の決議の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって、審議会の決議としている。

（15日間）

異議審

異議申出がない場合は開催しない。

答申要旨（関係労使の異議申出）の公示。

〔労働局長〕

改定額
決定

官報公示

（30日以上）

効力発生

（12月25日、3月31日指定日発効）